

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

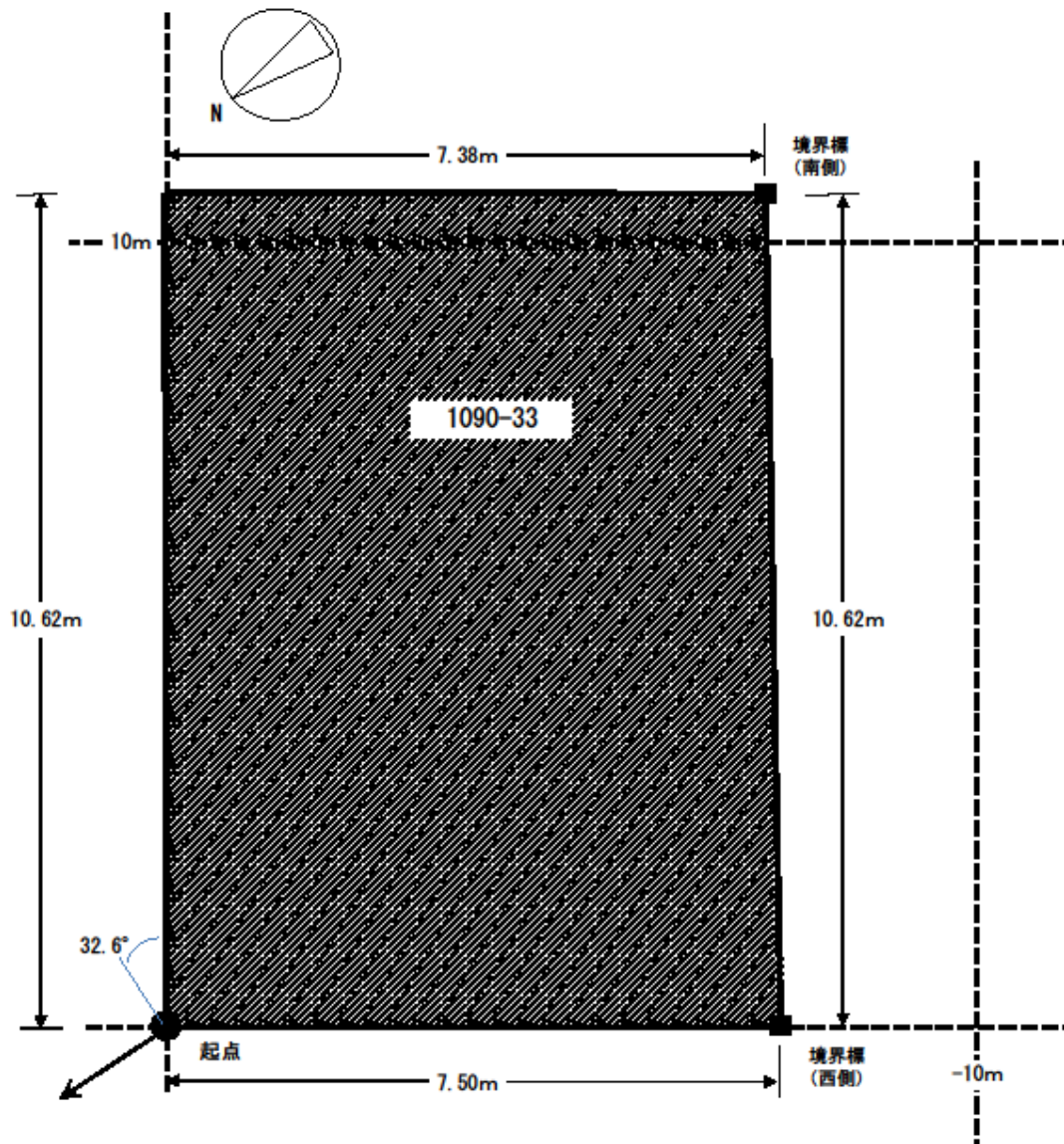
別図のとおり（埼玉県朝霞市栄町二丁目千九百三十番三十三）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



<p>起点 起点は朝霞市栄町二丁目 1090番33の最北端とする</p>	<p>格子の回転角32.6度 起点から東西方向及び南北 方向に10m間隔で引いた線 により構成された格子の起 点を支点として右方向に回 転させた角度。</p>	<p>凡例</p> <p>--- : 10m格子</p> <p>■ : 敷地境界</p>
---	--	---

 : 要措置区域